

第 48 回通常総会議案

と き：平成 26 年 6 月 2 日（月）

と ころ：広島市文化交流会館

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第	_____	1
第1号議案	平成25年度会務報告及び重点目標とその対応について	
	平成25年度会務報告 _____	2
	平成25年度重点目標とその対応 _____	3
参考資料	部局別要望事項 _____	10
第2号議案	平成25年度歳入歳出決算について	
	歳入の部 _____	13
	歳出の部 _____	14
	監査意見書 _____	15
第3号議案	平成26年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）	
	平成26年度活動方針 _____	16
	平成26年度重点目標 _____	17
	平成26年度事業計画 _____	18
第4号議案	平成26年度歳入歳出予算について（案）	
	歳入の部 _____	19
	歳出の部 _____	20
	一般負担金 _____	21
広島県内陸部振興対策協議会会員名簿	_____	22
広島県内陸部振興対策協議会会則	_____	23

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 事

(1) 第1号議案 平成25年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 平成25年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第3号議案 平成26年度活動方針、重点目標及び事業計画について (案)

(4) 第4号議案 平成26年度歳入歳出予算について (案)

5 そ の 他

6 閉 会

第1号議案

平成25年度会務報告及び重点目標とその対応について

平成25年度会務報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成25年 4月22日	平成24年度会計監査	三次市 神石高原町
5月17日	役 員 会	広島県議会
6月7日	第47回通常総会	広島市文化交流会館
6月18日 ～7月5日	平成26年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月19日	役 員 会	広島県議会
10月3日	理 事 会	広島県議会
10月16日	平成26年度主要施策に関する要望活動 (広島県)	広島県議会
11月8日	平成26年度主要施策に関する要望活動 (国土交通省三次河川国道事務所)	三 次 市
11月8日	平成26年度主要施策に関する要望活動 (国土交通省中国地方整備局)	広 島 市
11月20日	平成26年度主要施策に関する中央要望活動 (国会議員及び各省庁)	東 京 都
平成26年 2月14日	役 員 会	広 島 市

平成25年度重点目標とその対応

I. 安心な暮らしの実現に向けて

1 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備

中山間地域においては、産科・小児科などの特定診療科の医師不足、また看護職員不足など深刻な課題を抱えている。

県においては、医師の確保対策として、広島大学及び岡山大学の医学部に「ふるさと枠」等を設け、地域医療を担う人材育成をはじめ、地域、診療科偏在に対応するため、「広島県地域医療支援センター」を通じて中山間地域への医師の確保を図られている。特に、初期臨床研修医の県内誘致については、総合的・機動的な取組を行われ、医師臨床研修制度開始以来、最高の159名となり、中山間地域の医療機関を支援し、地域医療提供体制の確保に努められている。

また、看護職員の確保に対して、看護資格を有する未就業者の職場復帰・再就業を推進する「再チャレンジセミナー」の開催や助産師学生への「修学資金貸与事業」、「助産師養成施設派遣支援事業」などを継続されているほか、今年度より新たに、看護学生を対象とした、インターシップ等による県内医療機関への就業促進や、看護師等養成所の母性実習体制支援に取り組むこととされている。

しかしながら、中山間地域では、医師・看護職員等の確保が困難な状況が続いており、居住地域内で安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備と充実、さらには総合的かつ持続可能な医療体制の構築について、引き続き、重要課題として要請する必要がある。

2 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化

県においては、病児・病後児事業について、補助単価の見直しや実態に即した補助額の設定を国に対して要請されている。

また、今年度より「イクちゃん出会いサポートセンター」（仮称）を開設され、結婚・婚活に関する情報のコーディネート等により、若者の行動を支援するなど、結婚支援の取組を強化するとされている。

先般報道のあった、若年女性人口の減少試算結果も踏まえ、今後も、子ども・子育て支援新制度の動向を見据えつつ、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの実現に向け、引き続き、要請する必要がある。

3 中山間地域における学校教育及び学校統廃合後の支援策の充実

県教育委員会では、中山間地域の学校教育の充実に向け、限られた定数の中で教育環境の整備・充実に向けた効果的な教職員の配置、特別支援教育に係る支援要請に対する教育相談主任による訪問等、実効的な対応に努められている。

県立高等学校の存続及び教育環境の充実に対しては、平成26年2月に策定された「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」において、県立高等学校の配置及び規模の在り方について、中山間地域と都市部等の地域ごとに異なる状況を踏まえることが必要であるとされ、中山間地域については、1学年2～6学級の範囲を基本とし、学校や地域等と連携した特色づくりの活性化を図るとともに、「学校活性化地域協議会」において、市町と連携しながら活性化策を検討するとされている。

また、学校統廃合後の支援策として、平成24年度より、廃校施設の用途変更や解体撤去なども補助対象として、市町が実施する教育環境整備に係る経費について支援を行う「小中学校教育環境充実支援事業」の継続に加え、小中学校の統廃合に伴う、国庫補助や起債の対象とならない経費について、地方交付税の特例措置等の新たな財政支援や国庫補助財源を確保されるよう国に対して提案をされている。

さらに、今年度は、スクールカウンセラーの配置校を9校拡充し、スクールカウンセラーを講師とした校内研修を行うなど、教育相談体制の充実が図られている。

引き続き、中山間地域の学校教育における課題解決と教育内容の充実を図り、学校統廃合後の施設及び跡地の有効活用を図るため、支援策の充実・強化を要請する必要がある。

4 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

警察本部では、防犯対策として、「なくそう犯罪」ひろしま新アクションプランに基づき、「日本一安全・安心な広島県の実現」に向け、「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動を展開されている。

中山間地域においては、高齢者安全情報ネットワーク等を活用した「犯罪情報官速報」の発信や犯罪情報官による講演など積極的な情報発信活動の展開により高齢者等に対する注意喚起を図られているほか、「広島県安全・安心アカデミー」を開講するなど、防犯ボランティアリーダーの育成にも取り組まれている。

また、交番及び駐在所の整備については、施設の老朽実態や他の緊急性の高い施設整備とのバランスを総合的に検討し、市町と連携して計画的な整備を推進していくとされている。

今後も、関係機関等との連携を深め、防犯体制の充実・強化を要請する必要がある。

5 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化

中山間地域は、少子高齢・人口減少等に伴い公共交通の利用者が減少して、民間バス事業者の赤字路線の廃止・縮小が進んでおり、路線維持のため、市町の財政負担は増加している。

こうした中、県においては、バス補助事業を見直し、全過疎市町については輸送量要件を緩和されるなど、公共交通網を支える幹線路線への支援を充実されるとともに、

路線の効果的・効率的な再編を促進されるとともに、地域の実情に応じた取り組みであるデマンド交通等に対する支援の充実を図られている。

今後も、国の策定する「交通政策基本計画」等の動向を注視しながら、生活交通の確保について、地域事情に沿った制度の拡充及び財政支援の充実強化等を要請する必要がある。

6 大規模な地震災害等に対応した防災体制の充実強化

県においては、昨年度「広島県地震被害想定」を公表し、「広島県地域防災計画」に反映されるとともに、「一斉防災訓練」や「防災フェア」等を通じて、県民の防災意識の向上のほか、自主防災組織の活性化を図られている。

引き続き、市町、関係団体等との協力・連携を深め、あらゆる事態を想定し、住民生活における安全確保と万全の対策を講じられるよう要請する必要がある。

II. 地域産業の振興に向けて

1 中山間地域における観光支援策の充実

県においては、「広島県農山漁村生活体験ホームステイ実施に係る取扱指針」に基づき、昨年度より農山漁村生活体験ホームステイの本格受入を開始したことから、今年度も民泊受入等に係る研修会やセミナー開催等を実施することとされている。

また、広島県訪日教育旅行促進協議会を設置され、教育旅行関係者の視察受入や県内の学校交流事業等に取り組むとともに、海外からの教育旅行誘致を推進していくとされている。

地域振興を図るためにも、中山間地域の有する豊富な自然環境や地域資源を生かし、引き続き、観光支援策の充実を要請していく必要がある。

2 2020 広島県農林水産業チャレンジプランにおける県事業の推進及び支援策の充実強化

県においては、「産業として自立できる農林水産業の確立」を最重要目標として掲げ、集落法人等、経営力の高い担い手の育成や、水稲から園芸作物への転換により需要に応える産地の育成を目指し、各種施策に取り組まれている。

農業の担い手確保の支援としては、農地や初期投資資金の斡旋、担い手経営発展チャレンジ事業や重点品目産地拡大事業の活用のほか、就農後5年間の所得を確保する「新規就農者育成交付金事業」により、地域の中心となる経営体として位置付けられた新規就農者等に対して給付金を支給し、就農意欲の喚起と定着を図ることとされている。

また、「ひろしま農業経営者学校」により経営能力の向上を図るとともに地域の核となる経営力の高い担い手育成に取り組まれている。

さらに、農業技術指導所の「地域戦略チーム」に市町担当を配置し、関係機関との調整や集落法人化に対する支援等を実施されている。

園芸作物における重点品目の支援拡充については、野菜6品目、果樹5品目、花き1品目を位置付け、量販店等への周年供給や県外集荷拡大の取り組みを推進されるとともに、地域プロジェクト計画に位置づけた産地に対して、施設整備等の支援に取り組むとされている。

県産材の利用拡大では、木造設計技術向上の観点から「ひろしま木造建築塾」による耐火構造等の建築物の知識を有する建築士の育成を図るとともに、「森林整備加速化・林業再生基金事業」、「ひろしまの森づくり事業」を活用し、公共建築物等の木造・木質化など、総合的な支援を継続するとされている。

引き続き、生産振興のみならず、地域振興・中山間地域対策の視点を堅持し、担い手の確保や施策の充実、基盤整備等の支援を要請する必要がある。

3 中山間地域における兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実

県においては、農地規模の大小にかかわらず、高収益を目指す認定農業者に対して、その経営力を高めるための様々な支援が行われている。

一方、地域農業の核となる集落法人等の担い手と小規模農家は、相互に補完・連携することで、地域農業において、一定の役割を担っていけるとされており、産地づくりに向け、市町やJAグループ等と役割分担をしながら、小規模農家への支援に取り組むとされている。

しかしながら、国のTPP（環太平洋経済連携協定）交渉次第では兼業農家・小規模農家の衰退、廃業が懸念される場所である。

また、大規模且つ効率的な農地経営の集約化・合理化だけでは、中山間地域の農業を補うことは困難であり、依然、中山間地域の農業を支えている小規模農家等を取り巻く環境は厳しいことから、今後も、小規模農家をはじめとする多様な担い手が持続的・安定的な農業経営ができる支援策を要請する必要がある。

4 景気低迷に伴う経済対策及び生活支援対策の充実

県においては、知事を本部長とする「産業・雇用対策本部会議」を設置され、総合的な産業・雇用対策を推進されるとともに、雇用関連基金を活用した事業を積極的に推進され、安定的な雇用の創出に取り組むとされている。

また、生活支援については、生活福祉資金の貸付や、県営住宅の提供等のセーフティネット整備などを継続されている。

しかしながら、中山間地域においては、景気回復の実感・実益には程遠く、依然として厳しい経済・雇用情勢の下、引き続き、経済・生活支援対策について、効果的な施策及び支援策を要請する必要がある。

Ⅲ. 生活基盤の充実に向けて

1 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化

中山間地域の活性化策として、今日まで、生活基盤や情報基盤の整備など、合併建設計画の着実な実施と地域の自立的発展を踏まえた多種多様な施策・支援が講じられてきたが、人口減少、少子高齢化の進行、社会構造の変化などにより、依然として多くの課題が山積し、中山間地域を取り巻く環境は一層厳しくなっている。

こうした中、県においては、今年度より「地域課題解決支援事業」を創設され、地域課題の解決や地域づくりに取り組む地域の創出を図っていくこととされている。

また、地方の安定的な行政サービスの確保に向けて、町の福祉事務所設置に係る財源措置について、普通交付税で措置されるよう国への要望を繰り返し求めることとされている。

今後も、財政力が弱い本地域においては、国と地方の適切な役割分担を踏まえた税源移譲の適正実施、地方交付税の保障、財源調整機能の充実・強化など、関係各方面に要請していく必要がある。

2 都市と中山間地域における情報格差の解消

県においては、国・市町と連携し、携帯電話の不感地域の解消・ブロードバンド環境の整備推進に向けて、民間投資のみでは整備が困難な地域に対し、国の支援制度や、これを補完する県の独自支援策を進められたことにより、一部不感地域等が残存するものの、環境整備の充実が図られつつある中、CATV機器更新といった新たな課題に対して、引き続き、国への財源支援制度を提案するとされている。

また、地上デジタル放送に係る支援については、受信環境の整備について責任を持つべき国や放送事業者に対し、県内の全世帯で受信可能とするため、国に対して、必要な対策を求めるとともに、自治体の財政負担の軽減について要請されている。

しかしながら、超高速ブロードバンド未整備地域の解消をはじめ、今後も、さらなる情報格差解消に向けた取り組みを要請する必要がある。

3 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化

平成16年度をもって内陸部振興対策協議会を構成する全ての市町が合併を完了し、合併建設計画に沿った、自立と活力あるまちづくりに向けた諸施策に取り組んでいる。

こうした中、県においては、市町の厳しい財政状況を認識され、合併建設計画によるまちづくりが円滑に実施されるよう、国への支援を要請されるとともに、合併算定替の終了に伴う交付税の減少は、市町財政にとって多大な影響を及ぼすことから、知事自らが危機意識をもって、実情に応じた交付税算定の見直しを要請されている。

また、県独自の「合併支援緊急道路整備事業」を創設されるとともに、「広島県道路整備計画2011」においても、「地域の自立や活力を支える道路の整備」を施策の柱と

位置づけ、合併支援道路網の整備に取り組むとされている。

今後も、合併から10年が経過する中、広域となった市町が、一体感の醸成と一体的な発展に資するためのまちづくり実現に向けた支援策の確実な実施と、さらなる施策の充実を要請していく必要がある。

4 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進

県においては、健全な水環境の保全対策として、汲み取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する取り組みを推進するため、引き続き、市町が主体となつて行う小型浄化槽設置整備事業に対して支援するとされている。

また、地球温暖化防止や地域に密着した分散型エネルギー源として、県の豊かな日射量を活用した太陽光発電や、古くから開発が進んでいる小水力発電等について、再生可能エネルギーの普及拡大に取り組むとされている。

引き続き、地域特性に立脚した環境及びエネルギー政策について、効果的な施策及び支援策について要請する必要がある。

5 高規格幹線道路・地域高規格道路及び生活道路の整備・維持管理の推進

中国横断自動車道尾道松江線は、尾道市から松江市に至る全長約137kmの路線であり、今年度末には全線供用開始が予定されている。

昨年度までに、「尾道JCT～世羅IC間」及び「吉舎IC～三刀屋木次IC間」が供用開始され、残る区間については、「世羅IC～吉舎IC間」が供用開始予定として整備が進められている。

一方、地域高規格道路の計画路線として、江府三次道路、東広島高田道路が指定され、江府三次道路は、高道路約3kmが平成20年3月に供用されている。また、鳥取県との県境部に位置し、平成17年3月に整備区間の指定を受けた約7km(県内約3km)と平成12年12月指定の約5kmを合わせた約12kmが鍵掛峠道路として、国土交通省の直轄権限代行により事業推進が図られている。

東広島高田道路は、東広島道路約2kmが整備区間の指定を受け、平成22年3月に1kmが供用されている。また、平成17年3月に整備区間の指定を受けた向原吉田道路約5kmは、引き続き、用地買収及び工事を進めることとされている。

また、広島・江津間道路は、中国山地に隔てられた広島・島根を貫く基幹道路として、両県の人的・物的な交流促進と地域の一体的発展に寄与するものである。

本道路を構成する路線のうち広島県管理のものは、主要地方道安佐豊平芸北線、国道433号、国道186号、一般県道都川中野線、主要地方道旭戸河内線及び一般県道今福芸北線であり、総延長45kmのうち約40kmは改良済みであり、残る5km区間について、事業実施時期等を検討するとされている。

国道・県道及び道路網の整備促進については、平成23年度に策定された「広島県道

路整備計画2011」に基づき計画的に道路整備を推進するとともに、路線の性格も踏まえ課題を整理し、効果的・効率的な維持管理に努めるとされている。

引き続き、整備区間の指定を受けた道路の着実な整備促進並びに、指定を受けていない区間の早期事業化など、早期整備に向け、関係機関に要請していく必要がある。

部局別要望事項（平成25年10月16日実施）

地域政策局

要望事項	要望内容	摘要
1. 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化	(1) 地域バス路線維持確保等のための持続可能な公共交通の構築に向けた制度設計	重点要望
2. 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化	(1) 税源移譲の適正実施及び地方交付税等の財源確保・財源調整機能の充実強化 (2) 集落維持施策に係る財源確保及び支援制度の創設	重点要望
3. 都市と中山間地域における情報格差の解消	(1) 情報・通信格差是正（携帯電話・インターネット・地上デジタル放送）に向けた施策推進と財政支援	重点要望
4. 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	(1) 合併建設計画の実施及び市町事業の実施に係る財政支援	重点要望
5. その他の要望	(1) 米軍機による低空飛行訓練の中止等	

環境県民局

要望事項	要望内容	摘要
1. 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進	(1) 小型合併浄化槽設置整備に係る財政支援措置 (2) 小水力など地域資源を生かした新エネルギー対策の推進 (3) 地球温暖化対策税の地方税源化	重点要望

健康福祉局

要望事項	要望内容	摘要
1. 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備	(1) 医師・看護師等医療従事者の確保	重点要望
2. 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化	(1) 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化 (2) 婚活支援事業の推進	重点要望
3. その他の要望	(1) 介護保険制度の財政支援の充実	

商工労働局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における観光支援策の充実	(1) 広域的な観光振興策の支援	重点要望
2. 景気低迷に伴う経済対策及び生活支援対策の充実	同左	重点要望

農林水産局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 2020 広島県農林水産業チャレンジプランにおける県事業の推進及び支援策の充実強化	(1) 小規模農業基盤整備（県単独公共農村基盤整備事業）における予算拡充及び事業採択要件緩和 (2) 農業・農村基盤整備事業の推進における単県・国費補助事業による地域営農集団等への支援の拡充 (3) 農業の担い手確保のための支援の充実 (4) 県営農村整備事業（広域営農団地農道整備）の推進 (5) 園芸作物における重点品目の支援の拡充 (6) 造林補助制度の拡充 (7) 県産材の利用拡大に向けた支援	重点要望
2. 中山間地域における兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実	同左	重点要望
3. その他の要望	(1) TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉について (2) 耕作放棄地再生事業の充実 (3) 小規模崩壊地復旧事業（県費補助事業）における予算の拡大・拡充	

土木局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 合併建設計画における 県事業の推進及び市町事 業支援策の充実強化	(1) 合併支援道路網等の整備促進	重点要望
2. 高規格幹線道路・地域 高規格道路及び生活道路 の整備・維持管理の推進	(1) 中国横断自動車道・尾道松江線の整備促進 (2) 地域高規格道路 江府三次道路の整備促進 (3) 地域高規格道路 東広島高田道路の整備促進 (4) 交流促進型広域道路 備北フライトロード(甲山・油木) 構想の整備促進 (5) 広島～江津間道路の整備促進 (6) 国道・県道の整備促進 (7) 国道・県道の維持管理の徹底	重点要望
3. その他の要望	(1) 河川改修の促進 (2) 砂防事業の促進	

教育委員会

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における学 校教育及び学校統廃合後 の支援策の充実	(1) 教職員体制の充実 (2) 中山間地域における県立高等学校の存続及び教育環境 の充実 (3) 特別支援教育体制の充実 (4) 小中学校適正配置に伴う遠距離通学助成等の充実 (5) 学校統廃合後の支援策の充実 (6) スクールカウンセラー制度の充実 (7) 複式学級における指導体制の充実	重点要望

危機管理監

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 大規模な地震災害等に 対応した防災体制の充実 強化	同左	重点要望

警察本部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 地域の安全・安心を支 える防犯体制の充実及び 施設整備の推進	(1) 中山間地域の防犯体制の充実 (2) 駐在所の機能維持	重点要望
2. その他の要望	(1) 信号機等交通安全施設の整備促進	

第2号議案

平成25年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	収入未済額	備考
1.	会費		1,402,000	0	1,402,000	1,402,000	0	
	1.	会費	1,402,000	0	1,402,000	1,402,000	0	
		1. 一般負担金	1,082,000	0	1,082,000	1,082,000	0	
		2. 特別負担金	320,000	0	320,000	320,000	0	
2.	補助金		110,000	0	110,000	110,000	0	
	1.	補助金	110,000	0	110,000	110,000	0	
		1. 県補助金	110,000	0	110,000	110,000	0	
3.	雑収入		1,000	0	1,000	115	0	
	1.	雑収入	1,000	0	1,000	115	0	
		1. 雑収入	1,000	0	1,000	115	0	
4.	繰越金		491,000	0	491,000	491,903	0	
	1.	繰越金	491,000	0	491,000	491,903	0	
		1. 繰越金	491,000	0	491,000	491,903	0	
歳入合計			2,004,000	0	2,004,000	2,004,018	0	

歳出の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	支出済額	不用額	備考
1. 事務局費			860,000	0	0	860,000	775,645	84,355	
	1. 事務局費		860,000	0	0	860,000	775,645	84,355	
		1. 報酬	600,000	0	0	600,000	600,000	0	
		2. 賃金	70,000	0	0	70,000	58,830	11,170	
		3. 旅費	60,000	0	0	60,000	33,880	26,120	
		4. 需用費	45,000	0	0	45,000	30,110	14,890	
		5. 役務費	25,000	0	0	25,000	3,475	21,525	
		6. 諸費	60,000	0	0	60,000	49,350	10,650	
2. 会議費			213,000	0	0	213,000	174,470	38,530	
	1. 総会費		171,000	0	0	171,000	144,270	26,730	
		1. 需用費	100,000	0	0	100,000	83,040	16,960	
		2. 借上料	70,000	0	0	70,000	61,230	8,770	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	2. 役員会費		42,000	0	0	42,000	30,200	11,800	
		1. 需用費	40,000	0	0	40,000	30,200	9,800	
		2. 借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3. 事業費			926,000	0	0	926,000	650,606	275,394	
	1. 調査企画費		281,000	0	0	281,000	228,960	52,040	
		1. 賃金	130,000	0	0	130,000	117,660	12,340	
		2. 旅費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 需用費	130,000	0	0	130,000	111,300	18,700	
		4. 役務費	20,000	0	0	20,000	0	20,000	
	2. 促進対策費		380,000	0	0	380,000	233,518	146,482	
		1. 旅費	103,000	0	0	103,000	84,068	18,932	
		2. 需用費	90,000	0	0	90,000	52,780	37,220	
		3. 活動費	182,000	0	0	182,000	96,670	85,330	
		4. 諸費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
	3. 中央要望活動費		265,000	0	0	265,000	188,128	76,872	
		1. 旅費	165,000	0	0	165,000	108,108	56,892	
		2. 需用費	100,000	0	0	100,000	80,020	19,980	
4. 予備費			5,000	0	0	5,000	0	5,000	
	1. 予備費		5,000	0	0	5,000	0	5,000	
		1. 予備費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
歳出合計			2,004,000	0	0	2,004,000	1,600,721	403,279	

歳入合計 2,004,018 円

歳出合計 1,600,721 円

歳入歳出差引額 403,297 円(翌年度繰越額)

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成25年度会計に係る歳入歳出決算書について、
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果につ
いても正確に処理されていることを認めます。

平成26年4月15日

監 事

栗田 一義

監 事

箕野 博司

第3号議案

平成26年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）

平成26年度活動方針

中山間地域の3市4町が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、昭和43年の設立以来、会員相互の緊密なる連携のもと、当該地域の繁栄と発展を促進するため積極的かつ着実な活動を展開してきた。

しかしながら、本地域の自治体においては、若年層の流出を中心とした深刻な人口減少と少子高齢化の進行、医療体制の維持、産業・雇用面の条件の劣弱さ及び財政基盤の脆弱さなど、依然として解決すべき多くの課題を抱えている。

さらに、国内情勢は、経済再生、デフレ脱却を最優先に掲げた政策のもと、上場企業の大幅な増収増益をはじめ、経済指標が上向き、景気回復の兆しが見られるものの、中山間地域においては、都市と農村部の格差に重ね、生活にその実感を受けることはなく、消費税率の引き上げと相まって、より厳しい状況となっている。「景気回復の実感を全国津々浦々に必ず届ける」との約束を果たされるよう、中山間地域の活性化推進を強く願うものである。

こうした中、広島県においては、昨年度「中山間地域振興条例」を策定され、多様な主体の連携による地域づくりを促進するとともに、日常生活に必要な医療・介護の基本的なサービス機能の確保や、持続的な雇用を創出する農林水産業の振興など、将来にわたって希望を持ち、安心して心豊かに、笑顔で幸せな生活を実感できる中山間地域の実現に向けた取り組みを推進し、その実現を目指すとされており、より一層の支援に大きく期待するところである。

本地域は、国土保全、水源かん養、良好な景観形成、地球温暖化防止等、多面的・公益的な機能を有し、国民生活にとって極めて重要な役割を担っており、このかけがえのない財産を今後も守り続けなければならない。

以上を踏まえ、本協議会は、広島県の活性化はもとより、この美しい国土と環境を未来に引き継ぐため、国・県の施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、引き続き積極的な活動を展開し、次世代に誇りと自信を持って継承することができる地域社会の創造と内陸地域の発展をめざすものである。

平成 26 年度重点目標

I. 安心な暮らしの実現に向けて

- 1 医師・看護師・介護福祉士等の確保対策をはじめとする医療・福祉体制の整備
- 2 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 3 学校教育及び学校統廃合後の支援策の充実
- 4 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進
- 5 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 6 大規模な地震災害等に対応した防災体制の充実強化

II. 地域産業の振興に向けて

- 1 観光振興の推進及び支援策の充実
- 2 2020 広島県農林水産業チャレンジプランにおける県事業の推進及び支援策の充実強化
- 3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実
- 4 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実
- 5 景気低迷に伴う経済対策及び生活支援対策の充実

III. 生活基盤の充実にに向けて

- 1 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化
- 2 都市と中山間地域における情報格差の解消
- 3 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 4 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進
- 5 高規格幹線道路・地域高規格道路及び生活道路の整備・維持管理の推進

平成 26 年度事業計画

時 期	事 業 内 容	場 所
平成 26 年 4 月 15 日	平成 25 年度会計監査	安芸高田市 北広島町
5 月 19 日	役 員 会	広島県議会
6 月 2 日	第 48 回通常総会	広島市文化交流会館
6 月中旬～ 7 月中旬	平成 27 年度主要施策に関する要望 事項のとりまとめ	事 務 局
8 月中旬	役 員 会	広島県議会
10 月上旬	理 事 会	広島県議会
10 月中旬	平成 27 年度主要施策に関する要望 活動（広島県への要望活動）	広島県議会
11 月初旬	平成 27 年度主要施策に関する要望 活動（県内の国出先機関への要望 活動）	広 島 市 三 次 市
11 月中旬	平成 27 年度主要施策に関する中央 要望活動 （地元選出国會議員及び各省庁へ の要望活動）	東 京 都
平成 27 年 2 月初旬	役 員 会	広 島 市

第4号議案

平成26年度歳入歳出予算について（案）

歳入の部

（単位：千円）

款	項	目	当初予算額	対前年比較	備考
1. 会費			1,442	40	
	1. 会費		1,442	40	
		1. 一般負担金	1,082	0	
		2. 特別負担金	360	40	
2. 補助金			110	0	
	1. 補助金		110	0	
		1. 県補助金	110	0	
3. 雑収入			1	0	
	1. 雑収入		1	0	
		1. 雑収入	1	0	
4. 繰越金			403	△ 88	
	1. 繰越金		403	△ 88	
		1. 繰越金	403	△ 88	
歳入合計			1,956	△ 48	

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	対前年比較	備考
1. 事務局費			845	△ 15	
	1. 事務局費		845	△ 15	
		1. 報酬	600	0	
		2. 賃金	70	0	
		3. 旅費	50	△ 10	
		4. 需用費	45	0	
		5. 役務費	20	△ 5	
		6. 諸費	60	0	
2. 会議費			213	0	
	1. 総会費		171	0	
		1. 需用費	100	0	
		2. 借上料	70	0	
		3. 諸費	1	0	
	2. 役員会費		42	0	
		1. 需用費	40	0	
		2. 借上料	1	0	
		3. 諸費	1	0	
3. 事業費			893	△ 33	
	1. 調査企画費		280	△ 1	
		1. 賃金	130	0	
		2. 旅費	0	△ 1	
		3. 需用費	130	0	
		4. 役務費	20	0	
	2. 促進対策費		348	△ 32	
		1. 旅費	103	0	
		2. 需用費	90	0	
		3. 活動費	150	△ 32	
		4. 諸費	5	0	
	3. 中央要望活動費		265	0	
		1. 旅費	165	0	
		2. 需用費	100	0	
4. 予備費			5	0	
	1. 予備費		5	0	
		1. 予備費	5	0	
歳出合計			1,956	△ 48	

平成26年度一般負担金

No.	市 町 名	人 口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	合 計 (円)
1	三 次 市	56,605	23,000	284,000	307,000
2	庄 原 市	40,244	23,000	202,000	225,000
3	安芸高田市	31,487	23,000	158,000	181,000
4	安芸太田町	7,255	23,000	37,000	60,000
5	北 広 島 町	19,969	23,000	100,000	123,000
6	世 羅 町	17,549	23,000	88,000	111,000
7	神石高原町	10,350	23,000	52,000	75,000
合 計		183,459	161,000	921,000	1,082,000

算出基礎： 平等割：23,000円

人口割：人口数に5円を乗じて得た額を1,000円単位で切り上げた額。

人口数値： 平成22年国勢調査による。

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

役 職	会 員	
	任期：平成 25 年 6 月 7 日～	
顧 問	県 議 会 議 員	平 田 修 己
会 長	県 議 会 議 員	児 玉 浩
副 会 長	庄 原 市 長	木 山 耕 三
	神 石 高 原 町 長	牧 野 雄 光
幹 事 長	県 議 会 議 員	小 林 秀 矩
副 幹 事 長	県 議 会 議 員	下 森 宏 昭
理 事	県 議 会 議 員	桑 木 良 典
	県 議 会 議 員	上 田 泰 弘
	三 次 市 長	増 田 和 俊
	三 次 市 議 長	沖 原 賢 治
	庄 原 市 議 長	竹 内 光 義
	安 芸 高 田 市 議 長	塚 本 近
	安 芸 太 田 町 長	小 坂 眞 治
	安 芸 太 田 町 議 長	中 本 正 廣
	北 広 島 町 議 長	加 計 雅 章
	世 羅 町 長	奥 田 正 和
	世 羅 町 議 長	中 村 幸 雄
監 事	神 石 高 原 町 議 長	木 野 山 孝 志
	安 芸 高 田 市 長	浜 田 一 義
	北 広 島 町 長	箕 野 博 司

広島県内陸部振興対策協議会会則

- 第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。
- 第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。
広島県内陸部関係市町長
広島県内陸部関係市町議会議長
広島県内陸部選出の県議会議員
- 第3条 本会は、広島県内陸部市町相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。
- 第4条 本会の事務局は、副会長所在市とし、別に事務局長を置くことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|---|------|-----|---|
| 1 | 会長 | 1 | 名 |
| 2 | 副会長 | 2 | 名 |
| 3 | 幹事長 | 1 | 名 |
| 4 | 副幹事長 | 1 | 名 |
| 5 | 理事 | 若干名 | |
| 6 | 監事 | 2 | 名 |
- 第6条 役員任期は2カ年とし、再選を妨げない。
2 補欠のため就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 第10条 本会に、顧問を置くことができる。
2 顧問は、会長が委嘱する。
- 第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。
- 第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。
総務部会 産業部会 建設部会
2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。
- 第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町の負担とする。
- 第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。
- 第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。
- 附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成17年6月3日から施行する。